

被扶養者の申請に必要な書類一覧表（国内居住者）

審査状況により追加で資料提出をお願いする場合がありますことをご了承ください。

【扶養に入れるとき】

基礎資料	①健康保険被扶養者（認定・削除）届 ②住民票（写）（世帯全員分の記載・続柄の記載は必須）※交付後 3 か月以内のもの ③被扶養者状況調査書
------	---

+

収入等証明書類			●：必ず添付 ○：該当の場合や健保が必要と判断した場合に提出																
認定 対象者	同居義務	認定対象者の状況	添付書類/発行場所																
			点① 在学証明書 の学生証 （両面写） いずれか1	課税 （非課税） 証明書	確定申告書 と収支内訳書 いずれも（写）	※受給修了者 は支給終了 の印の押印 必須	支給決定 通知書（写）	雇用保険に 関する誓約書	離職票1、 2（写）	受給延長 通知（写）	資格喪失 証明書	雇用保険未 加入の旨が 記載された 退職証明書	点③ 直近3ヵ月 分の給与 明細（写） いずれか1	①雇用契約書 （写）②収入 見込通知書 （写）	直近の年金 支払通知書 （写）	送金証明書 ※非同居の 実父母兄弟 姉妹は必須 銀行振込・ 現金書留の （写）	外国人登録 証明書（両 面写）※在 留カード可	障がい者手 帳・療育手 帳（写）	個人事業廃 業届出書（写）
			学校	市区町村	税務署	ワハロク	福祉 総合支 店	H P	当 保	前 職 企 業	ワハロク	前 保	前 職 企 業	現 職 企 業	金 日 本 年 額	金融機関	市区町村	市区町村	税務署
実父母 兄弟姉妹 孫	無 （非同居の 場合は送金 証明必須）	無職（学生以外）		●											○				
		学生	●	●		●										○			
		収入があるとき	失業給付受給中 ※1 下記備考参照	●		●										○			
			出産・傷病手当金受給中 ※1 下記備考参照	●			●			●	○					○			
			その他収入・家賃収入・配当等がある場合	●	●									○		○			
			パート・アルバイトで働いている場合	●										●		○			
		退職したとき	失業給付手続き中 資料が手元にない場合 ※2 下記備考参照						●		●					○			
			失業給付手続き中 資料が手元に揃っている場合				○			●						○			
			失業給付を受給しない場合						●	○		●				○			
			失業給付を受給延長する場合						●		●	●				○			
			失業給付を受給終了する場合			●										○			
			雇用保険未加入だった場合						●			●	●	○		○			
年金受給者		●									●		●	○					
外国人		●										○		○	●				
障がいをお持ちの方		●											○			●			
個人事業を廃業したとき		●												○			●		
義理父母兄 弟姉妹等 （直系以 外）	必須 （非同居の 場合は認定 不可）	無職（学生以外）		●															
		学生	●	●		●													
		収入があるとき	失業給付受給中 ※1 下記備考参照	●		●													
			出産・傷病手当金受給中 ※1 下記備考参照	●			●			●	○								
			その他収入・家賃収入・配当等がある場合	●	●									○					
			パート・アルバイトで働いている場合	●										●					
		退職したとき	失業給付手続き中 資料が手元にない場合 ※2 下記備考参照						●		●								
			失業給付手続き中 資料が手元に揃っている場合				○			●									
			失業給付を受給しない場合						●	○		●							
			失業給付を受給延長する場合						●		●	●							
			失業給付を受給終了する場合			●													
			雇用保険未加入だった場合						●			●	●	○					
年金受給者		●									●		●						
外国人		●										○			●				
障がいをお持ちの方		●											○			●			
個人事業を廃業したとき		●														●			

+

被保険者以外にも扶養可能な家族がいる場合	その家族の収入資料（被保険者との収入比較を行います）
----------------------	----------------------------

【備考】

※1 各給付金受給中に被扶養者として申請するとき	受給日額が3,612円未満が条件（60歳以上は5,000円未満）
※2 失業給付を手続き中で離職票等がまだ手元にないとき	後日、雇用保険受給資格者証（写）提出が必須 待期間終了後、失業給付を受給し始めた場合は速やかに当組合に連絡してください

【扶養から外すとき】

申請対象者の状況				発行場所
就職して他の健康保険に加入したとき	被扶養者（認定・削除）届	当組合の保険証又は資格確認書（交付されている場合）	再就職先から交付された資格情報のお知らせ（写）	就職先の健保
雇用保険の失業給付を受給開始したとき	被扶養者（認定・削除）届	当組合の保険証又は資格確認書（交付されている場合）	雇用保険受給資格者証の表裏（写）	ハローワーク
扶養していた家族が結婚したとき	被扶養者（認定・削除）届	当組合の保険証又は資格確認書（交付されている場合）	戸籍抄本・婚姻受理証明書 いずれか1点（写）	市区町村
死亡したとき	被扶養者（認定・削除）届	当組合の保険証又は資格確認書（交付されている場合）	死亡診断書・除籍謄本 いずれか1点（写）	市区町村